# 山形大学医学部第三内科同門会 会則

## 第1条 名 称

本会を山形大学医学部第三内科同門会と称する。

#### 第2条目的

本会は会員相互の親睦福祉を図るとともに、人格および学術の向上を図り、講座および同門会の発展を期することを目的とする。

### 第3条 会員

- 第1項 本会は山形大学医学部内科学第三講座の出身者、現医局員および研究生をもって構成する。ただし本会にはこのほか、幹事会で推薦され承認された者が会員になることができる。
- 第2項 本会は名誉会員をおくことができる。名誉会員は、教授、准教授、講師等の経験者で、総会において会員の推薦により審議し決めることができる。原則、教授が退職した際は名誉会員に推薦する。
- 第3項 本会は終身会員をおくことができる。会員からの申し出により幹事会で事由を審査し、総会で審議し決定する。原則、5年以上の会員歴があり、75歳を超えるものを対象とする。
- 第4項 本会の会費の未納が3年以上に及ぶときは、幹事会にはかり休会とする。未納分の納入により復会を可能とする。
- 第5項 名誉会員と終身会員は会費を免除する。また、健康上の理由等によりやむを得ない等の理由がある場合には、幹事会で審議し会費を免除することができる。
- 第6項 会員から退会の申し出があった場合は、幹事会で審議し承認とする。

# 第4条 役 員

- 第1項 本会に役員として会長1名、副会長数名、幹事長1名、幹事、監事および顧問を若干名おく。
- 第2項 会長は山形大学医学部内科学第三講座の主任教授をもってあてる。
- 第3項 副会長は山形大学医学部内科学第三講座の教授をもってあてる。
- 第4項 顧問は幹事会の推挙により適任者をあて、会長がこれを委嘱する。
- 第5項 幹事長は幹事会の推挙により1名をおき、会務を総括する。
- 第6項 幹事は会務にあたる。
- 第7項 監事は会計監査にあたる。
- 第8項 会計は山形大学医学部内科学第三講座の医局長をもってあてる。
- 第9項 幹事長、幹事および監事は総会の審議を経て、会長がこれを委嘱する。
- 第10項 幹事、監事は原則任期3年とする。但し、再任を妨げない。
- 第11項役員が辞任する場合は、その旨を幹事会に届け出をし、役員を補充する。但し、補欠役員の任期 は、前任者の残任期間とする。

## 第5条事業

- 第1項 本会は原則として毎年1回総会を開き、また、学術奨励会を通して会員の学会・研究活動などの助成を行う。
- 第2項 会長は総会に先立って幹事会を開き会務について協議する。また必要により会長又は幹事は臨時に幹事会を招集することができる。
- 第3項年1回会報並びに会員名簿を発行する。
- 第4項本会の事業年度は4月1日に始まり3月31日を終了とする。

#### 第6条 会計

- 第1項 本会の経費には会費および寄付金をあてる。
- 第2項 本会の会費は総会で決定とする。
- 第3項 本会の会計報告は総会の時に行う。

第4項本会の会計年度は4月1日に始まり3月31日を終了とする。

# 第7条 個人情報の保護について

- 第1項 本会は、適法かつ公正な手段によって、個人情報を取得する。
- 第2項 個人情報の利用は、同門会会則の第2条に定める目的及び第5条に掲げる事業の業務範囲内と する。
- 第3項個人情報の正確性を保ち、漏洩、盗難がないように安全に管理する。
- 第4項 本会並びに会員は、事業遂行目的以外に会員以外への第三者への個人情報提供を禁ずる。
- 第5項 会員が自己の個人情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止若しくは消去又は第三者への提供の停止等の権利を有していることを確認し、これらの要求がある場合は、速やかに対応する。

# 第8条 会則変更

本会の会則は総会の議を経て変更することができる。

# 第9条 事務所

本会の事務所を山形大学医学部内科学第三講座におく。

附則 この会則は2018年6月16日から発効する。 改訂 2019年6月29日